

## 指 名 停 止 措 置 の 概 要

## 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社本橋造園	牛久市岡見町 1377	2-022876

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

## 2 指名停止措置期間

令和6年3月1日 ～ 令和6年3月31日 (1か月)

## 3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設工事

## 4 事実概要

(株)本橋造園は、令和6年2月21日に竜ヶ崎工事事務所が開札した道路植栽維持工事(その3)(06 県単道修第 06-58-820-0-002 号)について落札候補者となったが、有効な経営事項審査を受審したことを証する書面を有しておらず、資格要件を満たさなかった。

## 5 指名停止理由

当該事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2第15号ウに該当する。

## &lt;指名停止等措置要領別表第2&gt;

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。 ア、イ (略) ウ その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと知事が認めたとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

## 問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当  
茨城県水戸市笠原町 978-6  
電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)